

原子力発第09022号
平成21年 4月28日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんに関する
確認結果に係る国への報告について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年4月13日付「原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんへの対応について(指示)」(平成21・04・13原院第2号)に基づき、伊方発電所において日本工業検査が実施した焼鈍作業に係る記録を調査確認した結果について国に報告しましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

原子力発電所における焼鈍作業に係る
記録改ざんに関する確認結果について

平成21年 4月
四国電力株式会社

1. 件名

原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんへの対応について

2. 経緯

平成 21 年 3 月、建設中の中国電力(株)島根原子力発電所 3 号機の配管について日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社（以下、「日立 GE」という。）の調達先である日本工業検査株式会社（以下、「日本工業検査」という。）が溶接後熱処理として実施した焼鈍作業が適切に行われず、焼鈍作業に係る記録（以下、「焼鈍記録」という。）に改ざんの可能性がある事案が 1 件確認された。

これを受け日立 GE および電力各社において、日本工業検査による過去の焼鈍記録を確認したところ、中部電力(株)浜岡原子力発電所 5 号機においても平成 13 年に実施した株式会社日立製作所の焼鈍記録のうち 1 件に同様の改ざんが確認された。

本事象について、平成 21 年 4 月 13 日付け「原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんへの対応について（指示）」（平成 21・04・13 原院第 2 号）に基づき、当社伊方発電所において日本工業検査が実施した焼鈍作業に係る記録を調査確認した結果について報告するものである。

3. 確認対象

確認対象は、平成 9 年 9 月に沸騰水型原子力発電所用配管における溶接工事において焼鈍記録として真正でない記録の使用が確認されたことを受け、平成 9 年 10 月に当時の資源エネルギー庁において「原子力発電所の配管溶接部の焼鈍における温度記録に係る疑義について」にてその調査等の結果が取りまとめられていることから、本報告以降（平成 9 年 10 月以降）の電気事業法に基づく溶接検査および溶接事業者検査記録のうち、日本工業検査が溶接後熱処理として実施した焼鈍記録とした。

4. 確認結果

溶接検査および溶接事業者検査の溶接工事において、日本工業検査が実施した焼鈍作業の有無を確認し、伊方発電所においては、日本工業検査が実施した焼鈍作業がないことを確認した。

以上